無　料　法　律　相　談

（令和８年度障害者権利擁護相談事業）

１　対象者

障害のある方、障害のある方からの相談に携わっている相談員・事業所職員・市町村職員等（障害のある方本人からの相談申込み（法律相談受付票の作成・予約）については、県障害福祉課が行いますので、下記問い合わせ先までご連絡ください。）

２　対象案件

障害のある方が直面している財産、相続、労働、家族や福祉等に関する法律問題などで、弁護士に相談する必要があるもの

＜例＞　〇財産管理・成年後見　　〇金銭貸借問題　　〇不動産問題
〇雇用問題　　〇相続問題　　〇人権問題　　〇犯罪被害　　など

３　場所・月日　（時間は、すべて　１３：００～１４：３０）

和歌山市	和歌山弁護士会館（和歌山市四番丁５番地） 令和８年　５月１５日（金）、　６月１９日（金）、　８月２１日（金） ９月１８日（金）、１０月１６日（金）、１２月　４日（金） 令和９年　１月１５日（金）、　２月１９日（金）
田 辺 市	田辺保健所（田辺市朝日ヶ丘２３－１） 令和８年　７月１６日（木）、　９月１７日（木）、１１月１９日（木）
橋 本 市	橋本保健所（橋本市高野口町名古曽９２７） 令和８年　８月１９日（水）、令和９年　２月１７日（水）
新 宮 市	新宮保健所（新宮市緑ヶ丘２－４－８） 令和８年　７月２２日（水）、令和９年　１月２７日（水）

４　相 談 料　　無料（予約制）

５　相談までの流れ
① 法律相談受付票に記入
② 和歌山弁護士会へＦＡＸ後、電話で予約確認（相談日の２日前までに）
③ 予約日に相談

６　注 意 事 項 等
① 相談時間は、４５分
② １案件につき１回限り
③ 面接による相談（和歌山市分のみ、電話相談が可能）

７　予約先・相談先（和歌山弁護士会）
電　話　０７３－４２２－４８０３（専用回線）
ＦＡＸ　０７３－４３６－５３２２

８　問い合わせ先（和歌山県庁　障害福祉課）
電　話 ０７３－４４１－２５３０　　ＦＡＸ ０７３－４３２－５５６７